

平成30年度第3回市民活動団体支援制度審査会

開催日時 平成30年7月9日(月) 午前10時から

開催場所 生駒市コミュニティセンター 401号室

出席者

(委員) 中川委員、北浦委員、宮西委員、石畑委員

(事務局) 清水市民活動推進課長、金子市民活動推進課長補佐、後藤市民活動推進センター所長、西田市民活動推進センター係員

案件1. 生駒市市民活動団体支援制度の運用の見直しについて

【中川会長】 では、早速案件に入ります。生駒市市民活動団体支援制度の運用の見直しについてご説明いただけますか。

【事務局】 では、事務局から説明させていただきます。

まず、資料の確認をお願いいたします。

次第の次にありますのがA4一枚ものの生駒市市民活動団体支援制度の運用の見直しについてというタイトルのもの、そして団体別支援事業一覧という実績のもの、次がA4横長のものになりまして、平成30年度生駒市市民活動団体支援制度登録申請団体一覧、そして、マイサポいこまの冊子とリーフレットという5点になると思いますが、お手元にありますでしょうか。

マイサポいこまの紹介冊子は、先日、6月15日号の広報いこまちと共に全戸配布をさせていただきました。昨年より薄くなりましたのは、短時間でご覧になっていただけるようにということと、表紙にチケットを印刷して、届出していただきたいというのを前面に出すようなデザインにしてもらいました。

出だしは好調でして、今のところ、約3.8%届出が来ていますが、少し伸び悩む時期に入ってきていますので、出前での受付も含めてまた頑張っていきたいと思っております。

その出前受付といいますか、直接的な啓発に使っているのがA3表裏のチラシです。こちらは短時間で説明できるようにということで、タイトルだけである程度、事業が分かるように今年度は団体にもお願いしましたので、一番インパクトがある写真と事業タイトル

を載せさせていただいて、30団体を選んでいただくというような、そんなスタイルで啓発の方も頑張っております。

そうしましたら、案件1ということで、生駒市市民活動団体支援制度の運用の見直しについて説明させていただきます。

これまでも委員の皆様からはご意見をいただいておりますが、本日は、論点整理のための資料ということでA4一枚ものと、それ以外に、23年度から本制度の実績を数字に表すような資料をとということで準備させていただきました。

まず、本制度の運用の見直し、これの目的となるものですが、資料の最初に記載させていただきます。

マイサポ事業も平成23年度から始めさせていただきまして8年目を迎えますが、その間に自治体を取り巻く社会情勢や経済情勢は厳しくなっているということで、限りある財源をいかに有効に活用するかが本市においても求められている状況となっております。

そのため、今後、団体が本制度による財政的支援に頼らずに公益的活動を継続するためには、団体として財源確保などの自助努力をどのように行うか、また、自立していただくかということがポイントとなってくると思われまます。そのためには市はどのようなサポートをすべきか、マイサポいこまの制度運用をどのようにしていくべきかという検討が必要になってくるかと思ひます。

次にマイサポいこまのメリットですが、マイサポいこまの対象経費の2分の1助成という財政的支援があること。また、それ以外の利用価値がマイサポいこまにはあるということとを団体も実感しておられまして、先ほど全戸配布される紹介冊子を見ていただきましたが、そういった冊子であるとか、SNSや市の広報紙、ホームページなどさまざまな媒体で団体や事業についてのPRができることがメリットとなっております。それらによって団体や事業自体の認知度が上がるということや、そういった啓発活動に関するノウハウが分かるようになるということがメリットかと思われまます。

3つ目にこちらは、以前実施しましたアンケートにもありましたが、事業申請や実績報告などの書類作成が苦手とおっしゃる団体はたくさんありまして、最近では、書類が簡素化されたこともあります。少しずつ慣れてきたとおっしゃっていただけるようになってきています。

4つ目に、こちらは前回の審査会において北浦副会長もおっしゃっておられましたが、つい自分たちの活動を主観的に見てしまいがちということで、ららポートから事業運営を

客観的に見てアドバイスしてもらえるとという意見がございました。また、そのアドバイスのおかげで、手段ではなく目的を再認識して活動を考えることができたと言ってくれる団体もございます。そういった財政的支援以外の本制度の利用価値である部分を、今後、手厚くしていき、また、マイサポ終了後も一定の支援を継続していくことが今後の本制度の運用を見直す基本的な考え方かと事務局としては考えているところです。

そして、団体にも、いつまでも財政的支援があるわけではない、だからこそ、どのように資金調達するか、事業運営の中でどうしていくかを一緒に考えていただければと思っております。

そういったことから、審査会の委員の皆様におかれましては、次の検討項目というところになりますが、支援期間について、そして、備品購入費についてのご検討をお願いしたいと思っております。

1つ目の支援期間については、その年数、回数をどうするのがより自立に結びつくのか、また、その制限は、申請された事業を単位として制限するのか、それとも、申請された団体を単位として制限するのかということの検討をしていただきたいと思っております。

2つ目の備品購入費については、事業の継続性につなげるための対象経費としての条件設定についてのご意見をいただければと思っております。

また、表示しております期間等はあくまでも参考となりますので、忌憚のないご意見をお願いできればと思っております。

続きまして、資料の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、団体別支援事業一覧をご覧ください。これは、平成23年度から29年度までのマイサポ申請団体別に実績をまとめたものです。団体ごとに実施した年度や事業名などを表示し、事業に関して同一のものか別事業かを事業区分小であるとか、事業区分大としてグルーピングしています。小は少し細かな観点で、大は大きな観点で同一事業かどうかを見ています。

例えば1ページ目の生駒市民劇団シアター生駒、こちらであれば、ファミリー向けであるか、そうでないかで別事業とカウントしているのが事業区分小となりますが、芝居を通じて文化・芸術の振興を図っているということで、全て同一事業としているのが事業区分大となります。

また、竜田川流域の美しい街まもり隊であれば、花植えがあるかないかで区別しているのが小ですが、全て同一事業として見ているのが事業区分大というように分けております。

そういった観点で、実際に申請された事業の数をカウントした表が左の下側になります。団体数ではなく、その事業が1年限りのものとか2年のもの、3年のものというようなカウントの仕方、全87事業ありましたが、1年きりのものであれば44事業、2年続いた物は18事業、そういうふうにカウントしています。それが事業区分小であるか大であるかで表示をさせていただいています。

事業区分小は87事業ありますが、1年きりのものが44事業、事業区分大でも39事業、ほぼ半数が1年きりでありましたので、事業ごとの平均年数を出す際に、その上の表ですが、1年きりのものを除いて、1年を超える、2年以上の事業数で平均年数を出しましたところ、事業区分小では3.4年、事業区分大では3.7年となっております。

その右側に「参考 団体利用回数」と表示しているものは、事業ごとではなく、団体ごとに平均的に何回使われているかというのをあらわしています。こちら、考え方としては、団体で1回しか申請されなかったところは除きまして、複数回利用されている団体で1団体当たりの平均を出しましたところ、3.9回と出ております。

右側の表は29年度までの支援金について算出したもので、順番に、届け出結果による支援金額がAです。団体の希望金額がB、交付決定額はAかBの低い額、一番右端が最終的に交付した額を表示しております。平均額を見ていただきますと、団体の希望される支援金額については20万円弱になりますが、一番右端の、最終的に交付された額は13万円弱となっておりまして、届出によって希望金額に届かなかつたり、領収書がなかつたり、そういったことがありまして、実際は希望金額よりは下がった平均となっております。

続きまして、平成30年度の申請団体一覧となりますが、こちらは5月の審査会でも見ていただいた表にはなりますが、その表を30年度に申請していただいている団体の実際の利用回数順に並べかえをしまして、左の一番下には、初めて申請された団体は7団体、2回目の団体が7団体というふうに回数ごとの団体数を表示させていただいております。

本年度、30団体に申請いただきましたが、そのうちの3分の1である10団体が5回以上の申請となっておりまして、また、記載はないですが、30年度まで申請がありました全75団体で計算しますと2割強、21.3%の16団体が5回以上申請していることとなっております。

以上が資料の説明となります。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

【中川会長】 ちょっと分かりにくいところがあったのでお聞きしたいのですが。事業

区分の小と大の意味が少し理解できなかったのですが、もう一度、教えてください。

【事務局】 先ほど生駒市民劇団シアター生駒を例に説明をさせていただいたのですが、事業区分のところはA、B、Cとなっているのが、Aが1つの事業、Bが、生駒市民劇団シアター生駒でしたら25年度と27年度と29年度となっているのですが、これがファミリー向けの演目になるということで、団体的にはこれが1つの事業と。Cは、そういったファミリー向けではない、大人向けの本公演ということでCということで……。

【中川会長】 そのABCというのはどこに書いてありますか。

【事務局】 事業名の右側の事業区分小というところですよ。

【中川会長】 いや、そのABCの説明、今おっしゃった説明はどこに書いてありますか、ファミリー向けだとかどうとかいうこと。

【事務局】 それは事業名のところを見ながらの説明といいますか、もし年数の制限をした場合に、事業で見ていくのか、団体で見ていくのかということが出てくるかと思いついて、今までに出てきた事業について、一度、グルーピングしてみようということで、ボランティアコーディネーターとも話し合いました、事業区分をグルーピングしてみました。

【中川会長】 分かりました。だから、その区分がこの資料のどこに書いてあるのかと。

【宮西委員】 シアター生駒のBと竜田川みまもり隊のBというのは同じBやけど内容は違うということですか。

【事務局】 違います。ABCでも123でもアイウでもよかったのですが、1団体の中で、ABCとあれば3種類の事業をこれまでにされた。だから、AとBとCで、こういった目的の事業ですという区分をしたわけではなくて、1団体当たりにはABC3種類の事業をされたり、Aという1種類しかやってこられなかったりという、ちょっとそのグループ分けをするのにABCという表示を使いました。

【中川会長】 それは分かりました。生駒市民劇団シアター生駒でいったら、ABC3種類ありますよね。だから、初年度でやったのと次年度にやったのとは違う。3年目も違う。4年目は、また2年目にやったのと同じことをやっている、そういう意味ですね。

【事務局】 はい。

【中川会長】 それで、大区分のAとかいうのは何ですか。

【事務局】 大区分は、そういった細かい観点ではなくて、これは同一事業だろうという大きな観点で見た場合のカウントをさせていただいています。なので、生駒市民劇団シアター生駒でしたら、芝居を通じて文化・芸術の振興をされているので、同じ1つの事業

として見るというのが事業区分大というカウントの仕方。

【中川会長】 カウントの1とか6とか2とかいうのはどういう意味ですか。

【事務局】 生駒市民劇団シアター生駒でしたら、Aの横に1とあるのは、A事業は1回きり、その下にCが2とあるのは、Cは2回、Bが3回というふうに、1事業当たり何回、何年申請しているかというカウントになります。

【宮西委員】 上の数字を足しているという事ですね。

【事務局】 そうです。

【中川会長】 累計のカウントですね。

【事務局】 はい。

【中川会長】 分かりました。

それでは、見直しについてという、資料の一枚物ありますよね。事実上、問題意識はこれに尽きるわけですよ、事務局としては。

【事務局】 そうですね。

【中川会長】 まず、利点については共通了解とするとして、今後の運用に関する考え方、特に支援期間の制限、それから、ららポートからのサポートを手厚くするとか支援期間終了後もサポートを継続するというのは提案として誰も反対はないと思うけども、参考意見があればということで、支援期間の問題。

それから、事業単位または団体単位の制限というのは、同じ団体が中身を変えて、毎年、何かいろいろやってくることを制限するかということですね。同一事業ならば3年を限度としますとか、そういうことですよ。

【事務局】 はい。

【中川会長】 これ、言っている意味、分かりますか。よくあることですが、同じ団体が事業名称を少し変えて、似たようなことを何度もやっているということがあるので、そこをどう見分けるかということ。その場合は団体単位で制限をかけることになりますよね。

同一事業でも、やはり3年ぐらいいは見ないと自立できないのではないかというので見るというのが期間の制限です。

まず、この2つについて、宮西委員から、どうぞ。

【宮西委員】 根本的なところですけども、財源確保、自助努力ということは、理想としては、申請団体がどんどん入れかわっていくのが理想ですよ。申請して、助成をもらわれて何年か実施されて、自立して、もう申請しなくなった、独立していった、また新

しい団体が入ってきてというような形を目指しているという意味ですよ。

団体によっても、今までやっていた事業を、この支援をもらって、お金をもらって安くできるようになったと思ってされているところもあれば、それと、この制度があるので、これを活用して新たに始めようという形でされているところも幾らかはあるような印象を受けています。今までされていた活動を、お金をもらってされているところも実際にありますし、そういうところは、今までできていたのにどうしてこれを利用したのかということもあるとは思いますが、それこそ以前登録のあった夏祭りというのは多分そうだったかとは思いますが、そもそも独立していたのに、この制度があるから利用したという印象はありましたが、そういうところは、ある程度、制限はかけられますが、財源確保の自助努力みたいなのがこの制度にはならないのかと思ったりもしたのですが、本来の財源確保というと賛助会員になり、活動を認めてもらって市民の方から、実際にこの活動に協力していただける方から会費を集めてということとされる方法もあれば、イベントをされたら、その参加費を取って、それで運営していく。そういうふうに見える事業も、それこそ生駒市民劇団シアター生駒とかこういったものであれば、参加費というか、そういうのを上げてというのがあります。そうじゃないところであれば、最初のころは、これは市民の方が届出していくので、その活動を認めてもらうということで、そもそもが、これに申請してPRすることも自助努力の1つなのかと置いていたところもあって、それで届出してもらって、だめな活動をしていたら、届出はないのでお金も入ってこない。そこが認めてもらえているのであれば、この制度を使うことも自助努力の1つかなと感じていたところもあります。その辺で、期間とかになってくると、もう少し内容を精査しないと、実際、しんどいのかということがあります。どういう目的でこの事業を展開しているのかを見ていった上で、自助努力できる、こういうふうにしらしていった後に、その参加費を上げていきますとか賛助会員を募っていきますとかというのを見ていて、実際、それがどうできていったのかというふうに見ていった上での年数制限というような感じになるのかと。すみません、何かとりとめもないような話になってしまいましたが。

【中川会長】 分かりました。

ちょっと翻訳しますと、自助努力や自立などと言うけれども、元から自立のしようがない事業もあるのではないかということですね。

【宮西委員】 それもあります。

【中川会長】 それと、ある程度の収益性とかそういうことを確保しながら自立してい

けるものもあります。その辺をどう見分けるかという評価軸が要るのと違うかということやね。

【宮西委員】 はい。

【中川会長】 そうすると、言葉にして言うならば、一定の収益性という言葉を使っていいのかどうか分かりませんが、財政的自立が将来的に見込める活動かどうかという判定軸が要るということですかね。そういうところでしょう。仮置きしておきましょうか。それでいいですか。

【宮西委員】 はい。

【中川会長】 では、北浦委員、どうぞ。

【北浦副会長】 そもそもこの支援制度というのは、民間の助成金制度と違って、行政のすき間を埋めるというのか、社会的に必要とされる活動をする市民活動に対して住民がサポートするという制度なのかなと思っているので、独自財源を確立していくというのは、その活動の目的というか、自立しないといけないというのが、そもそも活動に求められていることではないのかという気がしているので、今言われたように、事業内容をしっかり精査するとか、ほかで参加費などを得られるところはきちんと得ていくとか、目的を明確にするとかということが必要だと思いますが、この支援制度自体は市民にとって必要なものとして支援しているので、期間の制限を設けるというのは違う気がします。

【中川会長】 期間の制限を設けることに疑義を感じるということですが、生駒市は、参画・協働の基本方針はありましたか。そこに期間制限ってありますか。

【事務局】 特に明確にはないです。

【中川会長】 期間の原則ってなかったですか。

【事務局】 参画と協働の指針、自治基本条例の中ではないですが、ただ、生駒市補助金制度に関する指針がありまして、そちらに、サンセット方式で補助金は3年目に見直しなさいという規定はあります。

【中川会長】 そしたら、今、北浦委員がおっしゃっていたことをクリアしようと思ったら、無条件で、どんなものでも同一事業については3年を限度として、一旦、見直しますと。見直して、それについて意義があると認められたら、また3年の延長を認めるみたいな方式があってもいいかと思います。

なぜなら、制限と言ったときに、3年たったら無条件に切ってしまうと受けとめてしまう可能性があるでしょう。再審査を受けると。同一事業については3年目にさらに審

査を受けて、3年の期限を確保するか、できるかどうかの査定を受けてもらいますぐらいにしておいたらいいかと思います。そうすれば今話をクリアできますか。

あるいは、貧困家庭の子どもたちを対象とした何々みたいなのあるとするならば、「いつになったら終わるか」と言ったら、「社会から貧困がなくなるまで」みたいになるじゃないですか。そういうものは、絶対になくならないですよ、この資本主義体制のもとでは。そうすると、このやり方でいいのかという審査を。それでいいという気はしますけど。そういうことですか。論点が違いますか。

【北浦副会長】 いえ、活動団体自身も目的を明確にしやすくなるので、3年に1回、自分たちを見直すというのがいいかと思います。

【宮西委員】 3年であれば全て3年としておいて、3年たったら、この活動についてはもう3年、継続いけますよとか、これはだめですというのを審査していくという形ですかね。

【中川会長】 そういうことですね。

実態的に言うと、地域のお祭りについては、3年たったので切ったみたいに見えますが、違います。毎年、言っていたわけで、単なる祭りのためにお金を出しているのとは違うと。市民自治協議会みたいなのができていくための1つのきっかけとして祭りを使うことは肯定していますが、その祭りを通じて新たな人材集団を開発するとか、補佐役になってくれる人をピックアップしてくるとか、そういうことをお願いしたいと言っているのに伝わらなかった。

事例としては、3年たったからというのが表面的にはある。では、この3年とか、5年でもいいですが、これで終了したほうがいいのかというものはほかにありますか。

今、北浦副会長がおっしゃった、NPO活動であるならば自立していくというのは当然のことではないかというお話ですが、そういう話って、団体の方にどういうふうに伝えたらいいですかね。

【北浦副会長】 それって、費用面だけではないですよ、自立というのは。市民の理解を得ていくというのが一番大きな自立かと思いますけれども。

【中川会長】 分かりました。では、石畑委員、どうぞ。

【石畑委員】 こういう議論をしていただくことになったバックボーンといいますか、現実をしっかり見ておかないといけないというところがまずあると思います。

生駒市自体は平成25年の人口をピークに減少傾向に入っていて、高齢者の方が生駒市

の場合は急に増えていくという非常に厳しい財政状況があります。今年からはファシリティアマネジメントですとか行政改革の、部署を独立させて、かなり厳しく入っていくという中で、いつまでも続けていくという事業はそもそもないよという前提で始めて、これに例外はないと。教育にしろ、福祉にしろ、当然、必要なところはやっていかないといけない。その中で、まずは見直しというものをそれぞれ全部考えましょうという中で出てきたことです。まず、これだけがだめということではありません。去年の行政改革審議会の中でもそのお話がありましたけども、市長からも、そういう視点でちゃんと考えてくれというのがまずあります。

一定、年限が要るか要らないかというところからいくと、最初に私らが思っていたのは、例えば3年でも5年でも、そこから先は自分たちでやっていくというのものもあるだろうと。逆に、お金をどうこうするとか、そんなことができない団体もあるだろうと。やはり団体ごとに幅があるなど。先ほど北浦委員もおっしゃいましたけど、お金だけの問題ではなくて、人的な広がり、ネットワークの広がりというのをやっていっていただくことによる継続性というのでも考えていかないといけないなど。いろんな面で事務局でも、正直、話をしまして、いろいろ考えていったのですが、結論としては、一定、3年でも4年でも5年でもいいですが、まずは1つの線引きと言ったらおかしいですけども、目標値を団体の方に持っていただくという意味で、そこで一旦は、市からの支援制度というのは終わりますよというのがあったほうが、団体としてもそこに向かって活動ができていくのではないかとというのがまずあるのだらうと思います。

今、実際に個別に見て行って、例えば竜田川のお掃除をさせていただいている竜田川流域の美しい街まもり隊というのは、どこで収益を求められるって、これはなかなかないですね。現実には活動を見ていると、活動としての広がりも実はあまりなくて、活動されているメンバーもほぼ固定されていて、高齢化になっていっているという状態で活動されているのが、その方々が終わってしまったらこの活動はなくなる形というのは、やはりそれはよくないだろうという思いもいろいろ考えていくと出てきます。再審査という考え方も、当然、私たちも話はしていたのですが、それ自体、なかなか難しいというのが、現段階です。まず1つは、年限を目標として明確にしてしまうほうが、再審査と言ってしまうと、うちの活動は大丈夫かとか、そういうのが出てくるのではないかとというところで、まずは3年、もしくは4年、5年でも、どこかで終わっておく、この制度の利用は終了していただくというのも1つの考え方なのかなというのが現段階での私の考えです。

たわわ食堂はだんだん広がっています、1カ所だったところが、今、2カ所、3カ所と。そういう広がりがあればいいなというのがありますが、そうなってくるとこの支援制度を使わなくても、さまざまな人とのかかわりが出てきて、本当に自立していけそうだという流れもあるし。意外とそういうのが出てくるのではないかという期待も込めて、再審査という、ちょっとクリアできそうなものがあるよりはない方がいい場合もある、言い方はおかしいですけども、という感覚です。

【中川会長】 どうですか、宮西委員。

【宮西委員】 金額によってもいろいろ、安いからいいというわけでもないのですが、先ほどの竜田川流域の美しい街まもり隊でしたら、多分、ふだんの掃除活動でいつも申請されていて、金額は少ないですけども、これだけ支援をいただいているという。そこから活動が広がっていかない。これに届出する方も、こういう活動をしてきているのだったら届出しましょうという形でされていると思います。言ったら、そこで終わっているのかと。では、自分も参加してみようかとまではいっていないのかなと。そうであれば、この活動だけではなくて、もう少し広げる活動で事業申請をしてもらい、もっと参加して、みんなで掃除しましょう的なイベントみたいなやつを考えて、参加する人を増やしてもらいような事業を申請してもらえれば、ここの活動での自立に向かっていけるのかなと。もしかしたらその辺のところをこちらの方から伝えて、提案して、「やってもらえるか」みたいなのも、もしかしたら必要なのかもしれないなと思ったりもするんですけども、理想的には、この申請をする団体がそうやって自立して行って、なくなっていくのがやはりいいですか。

これに使う費用というのは毎年決まっていますか。団体が減ったからといって、そのお金が浮くわけではないですか。すみません。市民の権利としてここへ届出したい、何でこの団体はこの年数で切られるのみたいなのは出てこないかどうかと思ったり、自分は直接参加できないけども、この制度があるからここの団体を応援できるからやっているというようなことはないかと思ったりもしているのですが。

【中川会長】 助成金をもらって公的活動をするような団体がなくなるということが本当は理想という論理ですけど、それは本当になくなるのかという疑問ですよ。

【宮西委員】 はい。

【中川会長】 あり得ませんよね。資本主義社会である限り、それはなくならない。これでいくと、やはり市場原理との間に必ず乖離が生じますから。いわゆる市場の失敗とい

うのが必ずあるわけで、マーケット原理がある限りは、公的助成をそこに注がない限り、それが防げない。だから、助成金をもらって活動する団体は、次から次へと生まれてきます、市民が元気であれば。その中でも、ボリュームが増えてきたら、あるいはそのノウハウを使って、マーケットに新しい商品開発とってやるような経営者は、それでもって起業に進出する、もしくは社会福祉法人とかいう部分に進出するという道はありますよね。しかし、それを奨励するというのはまた邪道だと思う。やりがいのないことはしないというのもアマチュアの鉄則やから。プロである必要はないこと。

おっしゃっている意味は分かります。だから、それがなくなるということはないと僕は思います。どうですか。

極端なことを言ったら、行財政改革の一番極端な意見を石畑委員が紹介してくださって、何だったらこれは廃止したらいいという意見が片一方にある。一斉にやめてしまったらどうですか。すっきりするのでは。それについてはどうしたらいいだろうかという。私が言いましょうか。

2つの論点から考える必要があります。

1つは、既に10年近く、8年ぐらいか、住民がこれで届出するというのを癖づけてきたわけでしょう。これになれてきた人が総住民の大体5%から6%に増えている。これは非常に貴重な住民層だと思います。そういう住民層に「これ、廃止です」と言った場合、すごいリアクションを起こす可能性がある。ものすごく反発を招く危険性がある。「あ、これ、後退したな」と捉える危険性がありますね。

自分たちが支持して応援しているところにお金が行くというのはそれなりの正義のルートに見えますよね。だから、それをやめてしまうというのはものすごくリアクションが大きくて怖いのです。

それから2つ目に、委託事業と補助事業がありますよね。それ、どっちかがよく分からないというのをお互いに協働で開発していこうと、新しい公共の道を開発していこうという基本方針があったはずですよ。参画・協働の基本方針があったはずですよ。その中に、委託事業の参画・協働と補助事業の参画・協働があるはずですよ。そのほかに後援とか、あるいは共催とか、いわゆる主催形態ではあるけど、お金の関係でいったら委託と補助で、これは補助の方です。

では、反対に、委託事業で住民、市民との協働事業はどれだけ開発してきたのかと問われたとき、どう答えますかということ。そういう問題も出てくるという気がしますね。

住民への委託事業をどれだけ増やしてきたのか。住民に対する、新たに起こってくるようなものを市民活動団体に対する補助金事業は、これをフィルタリングして、フィルターをかけてやるという正義の旗印、方法を手に入れたわけでしょう。だから、これはこれでいいですが、せっかくそのツールを持っているのにやめるというのは、どういう理論なのか。行政改革の論理だけでは済まないでしょうと言われると思う。

行財政改革というのは自治基本条例に基づいている協働の基本原則を破るほど強いものと。場合によったら、行政改革だって協働しないとイケないのではないかと問われたとき、市はどう答えるのかと思います。

それともう1つ、市民もしくは市民団体にこういうことを協働事業で受託してほしい、委託を受けてほしいということを行政が開発してきたのか、反対に、そういうことをできる市民団体が育ってないから、こういうところからピックアップして育てていこうという育成、あるいはトレーニングしていくコースを作って、市民に協働事業を任せていきますよというふうなルーティングをしてきたのか。政策ルーティングがあったのか。それは、別で。これはこれで、あくまで市民、公益活動に対する助成資金制度として、切っているだけにすぎませんというスタンスですか。そこが問われてくると思います。そこまで考えないといけないのではないかと。

【事務局】 少しだけ構いませんか。

【中川会長】 どうぞ。

【事務局】 年数の制限といいますか、マイサポ事業の財政的支援は、ある一定の期間をもってどんどん入れかわっていくのがいいのかもしれないという話を事務局の中でもしていたときに、今、1、2、3で3年、4年、5年と挙げているのですが、そこにプラス2年、プラス3年という項目も最初は挙げていたのですが、結局、市としても判断がすごく難しいと思っております。団体にとっても、「私たち、これだけいい活動、地域からも支持されてやってきているのに、なぜあの団体は通って私たちの活動は通らないの」となるのもちょっと苦しいなど、そういったところもやはりありました。

それから、財政的支援は3年なり4年なり5年で、一旦、終了となったとしても、マイサポいこまのメリットは、本当に財政的支援だけではなく、それ以外の手厚いサポートを求めてマイサポいこまを使いに来られている団体もある、そういったところで、さっき石畑委員もおっしゃっていましたが、目標年限というところで前向きに捉えてやっていけいかと。中川会長がおっしゃったように、マイサポいこまだけで、囲い込みといいますか、

しているような感じにも思えますよね。この事業ですっとその団体を囲い込んでいるような気も少しするので、そうではなくて、市に対して、ららポートなり市民活動推進課なり部なりが所管の課に向けてつなげていく、または所管の課が無理であれば地域とつなげていくなど、そういった活動を、本来のららポートのコーディネート業務といいますか、そういったところをこれからはもう少し力を入れてやっていくことが大事なのではないかというところもありまして、一旦、財政的支援は年数を区切らせていただくというか、区切りを持つ方がいいのかと。本当に年数を区切るのがいいのかどうかというのは、はっきり言って難しい話にはなりますが、やはり目標というのがあった方が、行政側も団体側も、もしかしたらそれに向けて頑張れたりということもあるのかというふうに思いまして。

【中川会長】 そうやと思います。その期間の制限をもうけるとしても、もう一度、審査を受けて、オーケーになれば登録してもいいですというフィルタリングするならば可能だと思いますけど。それは、登録事業になれるかなれないか、登録団体じゃなくて登録事業、公開して出せる事業になれるかどうかの事前審査ということですね。それは、同じ事業である場合は、例えば5年なら5年で終わらせてもらいますよということにすればいいかとは思いますが。それはマンネリズムにならないためにもいいかもしれない、お互いに。

【石畑委員】 お話をお伺いさせていただいてまして、本当にいろんなレベルの活動が今あります。例えば、ここは本当にイベント的なものなので自分たちでそろそろ自立してほしいというところもあれば、やってはることはすごくいいので、できれば続けてもらいたいというところも、もしかすると、それこそ中川会長がおっしゃっていただいた委託してもいい事業なのかもしれない、この中には。その場合には、3年で、マイサポいこまとしては終わるけれども、すごくいい事業をしているので、委託としてやっていただけいかという案内というのはしてもいいのかと思います。マイサポいこまは3年で終わる。いい事業でしたら、それは市として本来やらなければならないことかもしれない事業をやってもらっている以上は、委託なのか負担金なのか分かりませんが、別の少ししっかり基盤のある制度に移行してもらおうという考え方はあってもいいかと思います。だから、この制度は一旦どこかで線を引いておいて、その先に新しい形で運営をしていただけるような持っていく方の制度を新たにつくるというのはありなのかと思ったのが1つ。

この制度、考え方が難しいところですが、根本的にもものすごく事務費がかかっています。今で、300万、400万の支援をするために300万ぐらいの事務費をかけている。それは普通の事業でありえないです。補助金100万円出すのに50万円の事務費がかかる

って、そんな事業は本当はないですが、そこは、市民活動に対する啓発であり、市民に盛り上がりをつけるためのものということですからずっと言い続けていますが、ただ、この事務費と支援の額とがあまりにも近い数字というのはどこかで制度的な見直しをかけないといけないときはいずれ来るだろうという思いは、やはり持っています。

そういう意味では、この制度自体の運用の仕方を何か変えていかないといけないところもあるだろうと。2面、2つのことを言っていますが、今、お話を聞かせていただいて、私が感じたところはそういうところがあります。

【中川会長】 実際に出している補助金に比べて、事務費が補助金総額の半分近い費用になっているのではないかと思います。そのことは、行政改革側は何かを言われるでしょうが、政策的には効果は高いと私は思います。使ってる金の割に事務費でお金がかかっているのとは違うわけで、反対に、事務費は妥当です。使っているお金がものごとく少ない。それだけのお金でこれだけの効果がよく出ているという評価が何でできないのかと、逆に私は行政改革に言いたい。

改善する方法とすれば幾つかあります。

市民から提案されている公益活動について、市民の届出、フィルタリングでこのテーマを上げますというのは、別にそれはさわらないでいいと私は思いますが、その間に、届出してこういうことを言っていますが、市民が届出したら、もうあとは終わりと言うけど、担当課はこのことについてどう思うのか。応援してあげますみたいなことを言うのか、それとも、やめてほしいですという意見が出てくるのか。これはヒアリングしてみないといけない。これは豊中市でもしているし、神戸市でも、西宮市でもやっています。だから、担当課からそれについてどう評価するのか。それはちゃんと裏づけをとるべきです。

何が言いたいかということ、実は市民は、役所の縦割りにには全然関係なく、公益的なことを提案していますよね。でも、役所の縦割りに、もう一度、フィルタリングをかけて落としてみたら、それって役所の側から言うたら、どう思っているのかということもフィードバックさせていって、市民の提案する公益活動と、行政のいわゆる制度的公共活動との間の対話をそこでしないといけない。それが成り立っていないです、今のところ。

例えばチャレンジド(障がいがある人達)とつくる交流イベントのひまわりの集い、これはいいこととしたら、では、保健とか医療とか福祉のグループが自分たちでやろうとしないのかと市民から見たら思います。多分、いろんな問題があるからしないのだと思います。行政側がやるにはあまりにもハンデがあり過ぎるとか、あるいは民間責任でしてくれるな

らいいけれど、行政責任でやると、あまりにもリスクに対するコストがかかり過ぎるから、そこには手を出さないとかいう理屈があるじゃないですか。だから、市民がおやりになるのは自由だけど、リスクマネジメントの点で我々は関われませんか、はっきり言うといいでしょう。

だから、私は担当課ともっと会話する意味で、担当課が、これはどう思いますか、どう評価しますかというカードをとるべきだと思います。その意見をもとに、いわゆる登録審査、良いかどうかというのが決まってくるのではないですか。

登録審査がオーケーですといったのが、今度は市民から届出をもらうというぐらいにしておいた方がいいのか。それで、今言った、担当課の思っていることも、実はこの事業をするに当たって、何年間かの保障期間の間は、絶えず1年に一度は対話をする。お互いに評価をしあうと。評価表を交換し合うのが当然ではないですか。それを豊中市でも西宮市でもしていますよ。市民側が自分に対する評価がすごく高いときがある。私たちは意義の高い仕事をしたと。ところが、行政側は、それは自己満足みたいな状態ですと言ってばーんと返ってくる時がある。その場合、なぜこんなに落差があるのというのがこの審査会に入ってくる。協働審査会。行政側の評価はすごく低いです。でも、市民側の評価は高いです。ここにすごいディスコミュニケーション。これが政策課題です。協働委員会がそういうことも全部、分析していくわけです。それをもとにして答申をつくって、次年度はこういうふうに変えたらどうか、改めたらどうか、この制度は変えていこうと。変わっていくわけです。

だから、私が言いたいのは、この改良しましょうという提案が出ることはいいことですが、その提案が出てくる背景を分析しているとすごく奥深い問題があるので、そう簡単に「はい、そうですか。じゃ、やめましょうか」というふうにはならないし、じゃ、どう変えましょうといったときに、もう少し構造的に調べないといけないことが多過ぎないかと。

もう1つ言いたかったことは、行政側から市民公益活動にこういうことをしてほしいという逆提案の事業がないでしょう。市民に逆に提案するという事業はないでしょう。

【事務局】 提案は、多分、各課、各所管が持っていらっしゃる補助金制度がそれに当たるのかというぐらいですかね。

【中川会長】 補助金じゃない。委託事業。

【事務局】 生涯学習分野でしたら、音楽祭の部分で、市民団体に提案してもらって、それを審査した上で、委託料を払ってしていただく形はできてきているところです。

【中川会長】 それって、前から決まっている形があるわけですね。

【事務局】 今までしていた音楽祭をがらっと変えて、やはり市民の方からそういう意見をいただく、そしてそういった音楽文化を担ってもらう人材を育成していくという部分も含めて、一応、市主催ではあるのですが、市が企画するのではなく、そういった市民の方からのご提案により、市民の方に運営をしてもらうという、その辺、全て企画から運営までをやってもらうということを委託して行っているというのが、今、3年目です。

【中川会長】 それは企画から運営だから、かなり参画・協働の理想に近いけれど、そういうものもありますが、西宮市とか豊中市などでしているのは、市民の方からあまり提案が出てこないですが、例えば豊中市の道路行政に対する新しい提案及び企画があれば出してくださいとします。そうすると、道路に対する提案というよりも、道路の福祉的な面での対応が全てうまくいけているかどうかの悉皆調査をしたいというふうに市民から逆提案を受けています。それを一度、1中学校区だけでいいからやってみましょうと行って行ったことがあります。そういうふうに市民側からの提案を下さいというのが自由提案。これは西宮市の参画協働推進条例で、市民は政策提案をすることができるという条例があって、生駒市はそういったものは持っていませんが、市民側から政策提案をすることもオーケーですよというのがありますが、実は、こういう事業というのは政策提案ではなくて事業提案だと私は思っています。結果的に、「それは行政がするべきものではないから、誰か、それを補助金でおやりくださいね」に実はなっている。ところが、行政側から逆に市民に提案する物もあるわけで。さっき言った道路の現況についてどう思うかとか、どんな道路行政が望ましいのか、政策提案してくださいと言ったら、市民はそんな難しいことはできない。具体的に調査することをしたいと言うわけです。それなら、これは現況調査。政策の資源である現状把握。そこから課題を導き出すという、政策をつくるプロセスの一番初めですね。それを私たちがしますと。やってみると、ぼろぼろの答えが出てきたわけです。穴だらけ、傾斜だらけ。こんな道路では、障がいのある方が生活しにくいというひどい状態が出てきてびっくりしたわけです。自分のとこが提案して、ぼろぼろな結果に。ところが、「よっしゃ、分かった」ということで道路をやりかえると言ったら、環境省が「ええことしてますね」とお金を出してくれました。何億円も。

これ、そもそも市民がこんな道路はだめだという話から出てきたから、それに全然気がつかず。行政側が、特に土木課は自信满满だったので、市民から政策提案下さいと言うたら、ぼろぼろになったけれど、結果的にそれがよかった。

だから、僕の言ってる参画・協働事業の1つですよ、これね。行政側も、逆に市民に、もう少し私たちのために協働してくださいと。こんな課題を抱えている、市民の皆さん、助けてください、考えてくれませんかというのがもっとあっていいはずですよ。ほとんどない。できると思って自信満々。それで市民側からも、政策提案してと言っているけど、とある市みたいに有名無実。出てきたら、「そんな夢みたいなことばかり提案してくる。できもしないことを」と言って、みんなもみ消しです。結局、残ったのがこれです。市民側から出てくる公共、公益的事業の提案。それについて助成金をあげましょう。

A B C、3つあります。行政側提案の協働事業。市民提案の協働事業。それから、市民が自分たちの思いで自由にさせてという自主的な公益事業。これがそれです。

市民が「私らの好きなようにするから、とにかくお金だけ出して」というのがこれです。C事業。だから、行革の対象になったときに、Aともジョイントしてないし、Bともジョイントしてないから、政策的なリンクが見えないなど。単なるコストダウンとパフォーマンスアップと法的レジティマシーの話だけで終わってしまわないか。

この中からどれを育てていこうとか、あるいは、この中でどれを、育てられないけど、自立してもらって卒業してもらおうとかの判別できないでしょう。それをつくるためには、私が今言った提案は、担当課にコメントを出してもらったらどうかと。例えば、この団体の活動はうちの課がしないといけないことを代わりにやってくれているから助かっている、あるいはそうでないといったようなことがあると思います。そのことによって、継続していくべきなのか、あるいは年限を決めて打ち切るべきなのかということも判断できるような気がします。

私の話はそのぐらいにしておきます。

それでは、もう一度、宮西委員。

【宮西委員】 要するに、年限を切るのもいいかとは思いますが。実際、ほとんど自立できそうな団体も実際は、特に30年度だったら結構あるという印象も持っています。

今までも、かなり大きな支援希望額にされていて、そこまで届かなくても、計画を変更せずに何とかやってきているような団体もあるので、結局、なくても自立できているとすることもありますので。それこそ50万円を希望しているけども、一個も届出が集まらずに0円になったとしても実行するのだろうなというようなところもあるので、実際、今回も申請されている中では自立できている団体の方が多いという気がします。そういうところについては年数を制限したら、その間で、じゃ、具体的にどう自立していくのかみたい

なのを考えてもらえたりできると思うので。ただ単に、なかったら、「じゃ、これは利用せずに、またふだんの活動に戻る」だけではなくて、せっかくこういうのを利用されたのであれば、一歩でも二歩でも、団体としてよくなっていてもらいたいと思うので、年数で切って、その間にどうなっていくのかを議論できる機会にしてもらえたらいいと思っています。

【中川会長】 ありがとうございます。

では、北浦副会長、どうぞ。

【北浦副会長】 今言われたように、確かに自立できる団体もあると思うので、そういうところの内容とか団体の事業とかをきちんと精査するというのは大事なところだと思います。

【中川会長】 では、石畑委員、どうぞ。

【石畑委員】 担当課からの意見を聞くというのはすごくいいというか、やるべきだという気はします。その中で、恐らくその活動をららポートよりも知っている担当課は割とあると思います。その団体がどういう団体なのか、割と知っているところが多いような気がします。そこは本当に、行政側からの実情として、そういうものが必要だと思います。

もう1つ、市からの提案というのも、私が知らないだけで、もしかしたらあるかもしれない。そういうことも、一度、洗い直してもいいという気もしますね。

この制度自体、制度をやめるやめないというよりは、私達は時々話をしますが、お金の使い道を一生懸命審査するという自体の徒労感と言ったらおかしいですが食料費に対してこれがいい悪いとかいうことではなくて、こういう活動をしたという方がそういう活動をされた結果、これだけの成果が上がった、その成果に対して支援をするという考え方があっていいのかなというのは、実はちょっと話をしたことがありまして、本当に、使い方ではなくて成果に対する支援という考え方の制度というのもどこかで考えていく必要があるのではないかなというのはあります。まだ具体的に何もないので。

そういう意味では、もしかしたら今の制度自体の根本的な見直しということもいずれは、当然、考えていかないといけないところもあるだろうという気はしています。

以上です。

【中川会長】 今日、すぐ答えは出なかったですけど、もう一回、検討してみましよう。

備品購入費についてはどうしましよう。これは、もう一度、議論しますか。どうでしょう。

【石畑委員】 趣旨だけちょっと。

【事務局】 備品に関しては、例えば先ほどの、一旦、財政的支援を何年という区切りをもって終了するのであれば、その事業をやはり継続していただきたいという思いはもちろん市としてもあるので、何か制限をつけながら、備品購入、今でも制限をつけながらオーケーはしていますが、基本的に単年度単年度でレンタルと備品購入の比較でオーケーするかどうかというところですが、もし3年なり5年の中でこの事業を終了するというのであれば、3年で比較して、安ければ購入もあるのではないかとか、そういった条件設定を変更していくとか、他市においても、その一品当たりの単価は5万円以内じゃないといけないとか、さらに、対象経費全体の中で3分の1までとか10分の1までとか2分の1までとか、そういった金額の具体的な限度を出した上で、団体の運営のためではない、その事業を実施するに当たって必要不可欠であるとか、そういった条件を設定しながら、もう少し、何が何でもレンタルですという、今、マイサポって単年度単年度の事業にはなっているので、そういった年数の制限を持たせるのであれば、今後も続けていっていただくために、備品についての条件をもう少し検討するのがいいのかと思いましてここでは書かせていただきました。このものがあれば、あとは市の助成がなくても継続できるというような事業があるかもしれないので。

【中川会長】 今までは備品購入はどんな扱いをしていましたか。

【事務局】 単年度でレンタルと購入とで比較するというのと、そもそもレンタルがないようなものは備品購入としてオーケーということになります。

【中川会長】 対象にしていた経費としてはどんなものがありますか。

【事務局】 基本、2万円よりも高いものが備品。それ以下のものは消耗品というくくりをしています。何かつくるときの工作機、例えば電動やすりとかそういうものは、備品で購入されるというケースはあります。しかし、例えば2万円以下のものであっても、団体が使うためのハンコとか安いプリンターとか、団体運営に関するものは対象外と言っているんで、実態として、備品購入費で計上されるものはほとんどないですが、刈り払い機というのか、草刈り機はありました。

【中川会長】 反対に、金額で2万円という設定というのは役所のルールですか。

【事務局】 はい、準じています。

【中川会長】 そうですか。仮に備品購入費、備品的なものばかり買って、「はい、さようなら」言うこともありえる。逃げられたとしてもしかたないくらいのおおらかさは要

りますね。そんなことで追いかけて、「返せ」と言われたいでしょう。

【事務局】　　そうです。そのあたりで少し条件というのが必要かと思います。やはりパソコンとかタブレットとか、そういったものも、欲しい団体はおられるでしょうし。

【中川会長】　　団体運営補助じゃないので、事業補助なので、備品購入費が少なくなるのは当然のことですが、さっきおっしゃったような、河川の草刈り機械とか、そういう物は事業に必要な備品ですもんね。そういうのは認められるでしょうね。奈良NPOセンターはされていますよね、河川改修なんかは。

【北浦副会長】　　大和川。

【中川会長】　　大和川源流で。そういう活動されるところは、持っていますよね、刈り払い機とか。

【北浦副会長】　　備品に助成するという助成金もあるので、そういうのはそちらで買っています。

【中川会長】　　です。事業に必要な備品についてはおおらかに認めていったらいいのではないですか。ただ、団体運営に転用できるような備品というのは、それは厳しく見ていった方がいいのではないか。例えばパソコンが欲しいですとかプリンターが欲しいですとか言われた場合、前から持っている物に関しては、それを使うたらいいと言ってはどうですか。

【事務局】　　でも、パソコン教室をしますと言って、参加者皆、タブレットを使いますと言われた場合、それを全部備品でというのは事業としては成り立っているものなので、そこら辺の区別が難しいところです。

【中川会長】　　ただ、例えば会員が集まる、情報が集まる、あるいはスキルがそこにストックされるというものをストック形成として応援するわけですから、それはいいですけど。そういうソフトの経費みたいなのはあると思います。

よくあるのは、ホームページを企画してもらおうとかありますよね。あれは、最近高いのが出てきますね。

今おっしゃったような条件でいいのではないですか。基本的には事業のための備品。やはり団体運営の助成ではないので、それははっきりしておいた方がいいのではないのでしょうか。団体運営助成やったら団体の利用に転用できるようなパソコンとかプリンターとかそういうものは買えますが、これは違うので。

先ほどから、結論が出たような出ていないようなのですが。

まず、期間の制限等については今後の継続課題になってしまったのかと思いますが、少し勉強した上で、もう一度、再検討しませんか。

財政的自立が見込めるかという話ですが、これ、そう簡単に財政的自立というのも言いようがないので、一定期間に見直しをするということは、その一定期間に支給しませんよということとは少し違うと思います。事業についても、3年なら3年、5年なら5年、決めることはやぶさかではないですが、その結果、どうだったか、その次のステップを考えているかというようなことを聞きながら、オーケーするかどうかという、その事業の審査というのが必要なのではないか。それをオーケーした段階でマイサポいこまに登録オーケーですよという方法を考えてもいいということですね。

それから、事業単位は事業単位ですよ。団体単位ではないと。

あとまた、論点を掘り下げていけたらと思いますよ。ただ、この制度は参画・協働の制度の一環でもあるので、やはり担当課からの見解をもらうのがいいと思います。私の方からは以上です。

【事務局】 それでは、改めてまた、今回の内容を整理させていただいて、9月の審査会でご審議いただくということで。本日はありがとうございました。

—— 了 ——